

横須賀市文化財保存修理等補助金交付要綱

(総則)

第1条 市内の文化財の保存を目的として、文化財保護法（昭和25年法律第214号）の規定により指定され、若しくは登録され、又は神奈川県文化財保護条例（昭和30年神奈川県条例第13号）若しくは文化財保護条例（昭和39年横須賀市条例第41号）の規定により指定された市内に所在する文化財（以下単に「文化財」という。）の管理、修理等に要する経費に対する補助金の交付については、補助金等交付規則（昭和47年横須賀市規則第33号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることのできる者は、文化財の所有者又は管理者とする。

(補助対象経費)

第3条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、文化財の管理、修理又は復旧に要する経費とする。

2 前項の規定にかかわらず、この要綱の規定による補助金と同様の趣旨の他の補助金等（国、県によるものを含む。）の交付を受けている場合は、補助対象経費からその額を除くものとする。

(補助金額)

第4条 補助金額は、予算の範囲内において、補助対象経費の2分の1以内の額とする。ただし、算出した額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

(交付申請)

第5条 規則第4条第3号に規定するその他参考となる書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 設計書（修理又は復旧の場合に限る。）
- (2) 説明図（修理又は復旧の場合に限る。）
- (3) 文化財の現状を示す写真又は図面（修理又は復旧の場合に限る。）
- (4) その他教育委員会が必要と認める書類

(実績報告)

第6条 規則第10条に規定する市長の定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業結果報告書

(2) 収支計算書

(3) 経過又は成果を証する書類又は写真（修理又は復旧の場合に限る。）

(4) 精算設計図書（修理又は復旧の場合で、かつ、設計等が変更されたときに限る。）

（その他の事項）

第7条 この要綱の施行に関し必要な事項は、教育総務部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。